

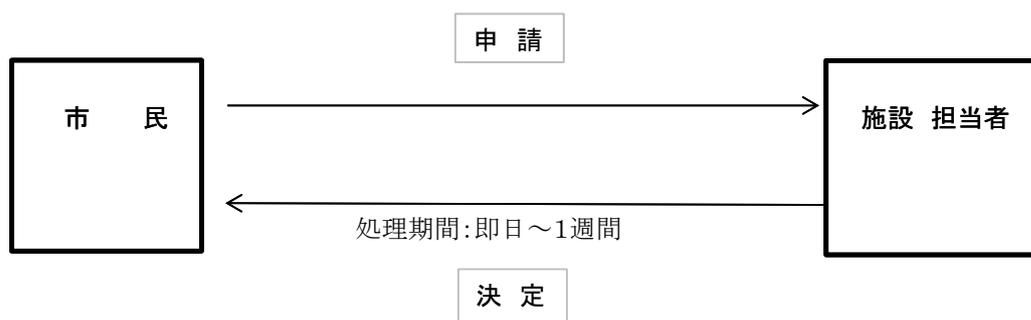
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	センター使用変更許可	
処 分 の 概 要	使用の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市総合コミュニティセンター条例施行規則(昭和62年規則第2号)	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標準処理期間	計 即日から1週間	
判断基準	<p>松山市総合コミュニティセンター条例第6条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の秩序・善良の風俗を害する</li> <li>・施設又は附属施設を損傷・滅失するおそれがある</li> <li>・管理運営上支障がある</li> <li>・その他市長が不相当と認める</li> </ul> <p>【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例施行規則 (使用の変更)</p> <p>第6条 センターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときは、直ちに、松山市総合コミュニティセンター施設使用変更申請書(第3号様式)に使用許可書を添えて市長に提出し、松山市総合コミュニティセンター施設使用変更許可書(第4号様式)の交付を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 施設又はその付属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。</li> <li>(4) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。</li> </ol>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。